

「特定化学物質作業主任者能力向上教育」の開催について

一般社団法人兵庫労働基準連合会

特定化学物質を取り扱う業務については、労働者が特定化学物質等により汚染されないように作業方法を決定し、労働者を指揮するなどを職務とする特定化学物質作業主任者は大変重要な役割を担っています。

しかしながら、近年の化学物質を取り巻く状況はリスクアセスメントの実施が義務付けるなど著しく変化していますし、特定化学物質障害予防規則も改正されています。

また、「塩基性酸化マンガン」と「溶接ヒューム」(溶接作業)を特定化学物質(第2類)として位置付けられ、特殊健康診断の実施や作業主任者の選任などが義務付けとなることが必要とされました(施行は令和3年4月1日)。

事業主は、作業主任者に対し、規則改正等最新の知識、情報を提供する義務があり、機械設備、原材料及び作業方法に変更があった場合、資格取得後一定期間作業から離れ、再び業務に従事されることになった場合などにも教育の必要があり、能力向上教育の実施が努力義務化されています。(労働安全衛生法第19条の2)

通達では、概ね5年ごとに実施しなければならないことになっていますので受講について事業者のご配慮をお願い申し上げます。なお、受講者には修了証を発行いたします。

開催日時

回	第1回
年	令和4年
日時	9月5日(月)
開催地	神戸会場

神戸会場

- 1 開始時刻 9時00分 <受付開始時間：8時15分～>
- 2 場所 マークラー神戸ビル4階 /兵庫労働基準連合会講習会場
神戸市中央区雲井通4-2-2
(JR三宮駅東南約400m、徒歩約5分、中央区役所東隣)
- 3 注意事項
講習会場には使用できる駐車場はありません
(単車等も停められません)。



1 対象者

「作業主任者」として業務に従事して概ね5年以上を経過している方、及び「作業主任者技能講習修了者」資格取得後一定期間離れて再び業務に従事されている方、機械設備、原材料及び作業方法に大幅な変更があった場合など

2 定員 概ね100名

3 申込方法 web予約システムにて申してください。 <随時募集> (定員になり次第締め切ります。)

申込開始は、講習初日の3か月前の10日(休日の場合は後の営業日) 午前10時

4 受講料等

- (1) <兵庫県下労働基準協会 会員> 受講料 ¥8,800- ・テキスト代 ¥2,420- (共 消費税込)
< 会 員 外 > 受講料 ¥9,900- ・テキスト代 ¥2,420- (共 消費税込)
※会員様は、「利用者登録」を法人で行い、事業場名入力時に会員の登録を行っていただく必要があります。

(2) ・銀行振込となります。(振込先を記載した予約完了メールが届きます。) ・テキストは当日に配布します。

※ 定員内として受領した受講料等は返却できません。受講日変更(2週間前まで)及び受講者変更(原則7日前まで)については連合会ホームページをご覧ください。

5 受講上の留意事項

ア 受講者は、NET予約受付マイページからダウンロードした受講票(QRコード付)、筆記用具等持参してください。

イ 電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。遅刻等で所定時間を受講しなかった場合は修了試験を受けられません。また、早退、外出等で所定時間を受講しなかった場合も同様です。

ウ 提出いただいた個人情報は当連合会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用いたします。

6 講習科目及び時間割

別紙の通り

<受付開始時間：8時15分～>

別紙 講習科目及び時間割（講師等の都合により変更する場合があります）＜受付開始時間：8時15分～＞

	時刻	科目	範囲 (テキスト第4版 12月1 8日発行)
能力 向上 カリ 教育 キ ュ ラ ム	9:00～ 9:10	講習内容説明	
	9:10～11:10 (11:10～11:20休憩)	作業環境管理 (2時間)	1 作業環境管理の進め方 2 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 3 局所排気装置、除じん装置等の設置及びその維持管理
	11:20～12:20 (12:20～13:05 昼食)	作業管理(1時間)	1 作業管理の進め方 2 労働衛生保護具 3 緊急時の措置
	13:05～14:05 (14:05～14:15休憩)	健康管理 (1時間)	1 特定化学物質等による健康障害の症状 2 健康診断及び事後措置
	14:15～17:25 (15:45～15:55休憩)	事例研究及び 関係法令 (3時間)	1 作業標準等の作成 2 災害事例とその防止対策 3 特定化学物質等に係る労働衛生関係法令
	17:25～	修了証交付	

受講案内書別紙

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

web による申込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を入力して下さい。

戸籍上の名前が神戸 太郎で、旧姓を使用した氏名が兵庫 太郎の場合の記載例：

神戸 太郎(兵庫 太郎)

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)などの公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

なお、自動車運転免許証又はマイナンバーカード等で確認できる場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※ 証明書類による確認ができない場合は、記載できません。

受講申込書による申込みをされる場合

別途、案内等に従って手続きをお願いします。

Web 受付の場合と同様の証明書類を申請時に添付いただくとともに、講習初日の原本確認をさせていただきますこととなります。

ご相談、ご質問は下記まで

一般社団法人兵庫労働基準連合会

078-231-6903